

国立大学法人佐賀大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

役員報酬等の支給状況

役名	平成16年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 19,236	千円 13,752	千円 5,484	千円 0 ()		
理事 (5人)	千円 76,600	千円 52,956	千円 21,395	千円 845 (調整手当) 708 (通勤手当) 696 (単身赴任手当)		
理事 (非常勤) (1人)	千円 1,290	千円 1,290	千円 0	千円 0		
監事 (1人)	千円 11,895	千円 9,396	千円 2,475	千円 24 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	千円 1,950	千円 1,950	千円 0	千円 0		

注:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員等に支給される手当である。

役員退職手当の支給状況(平成16年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし

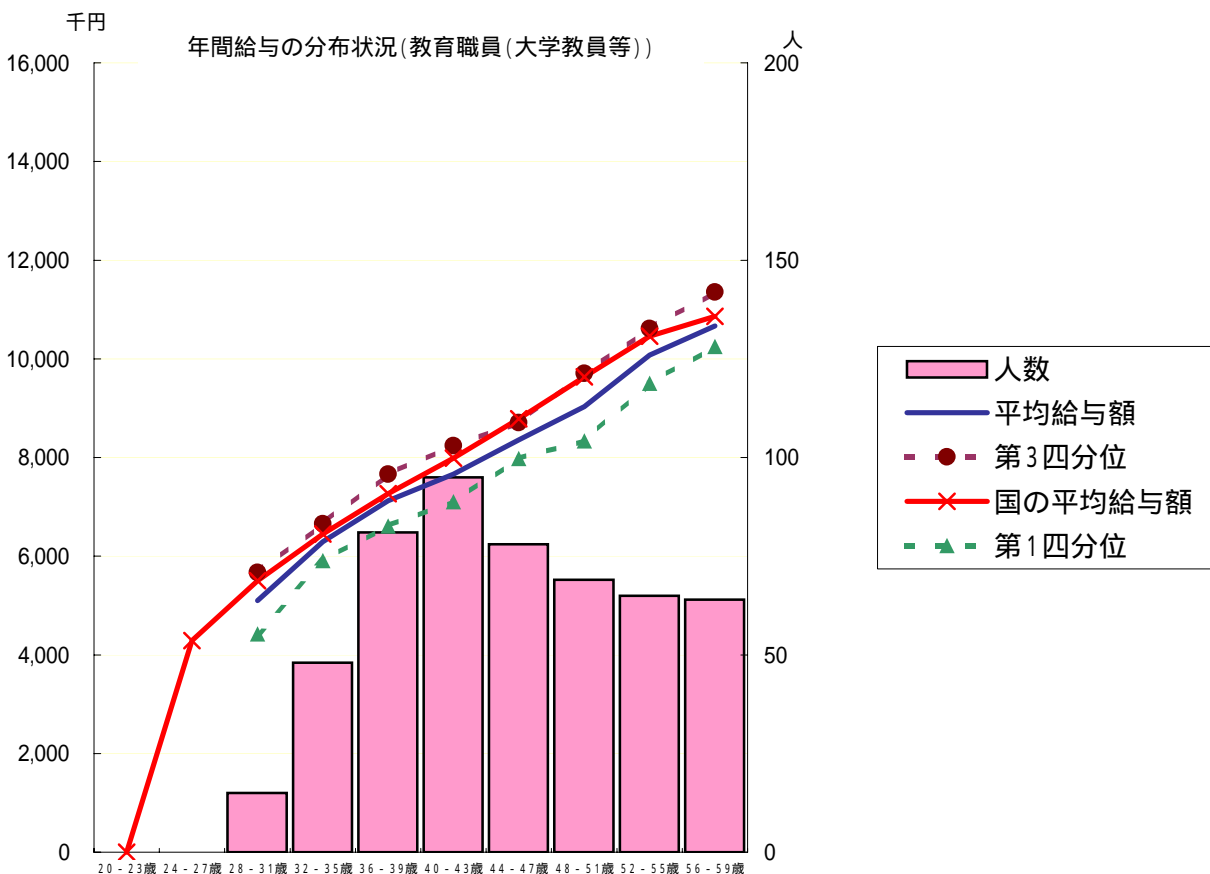
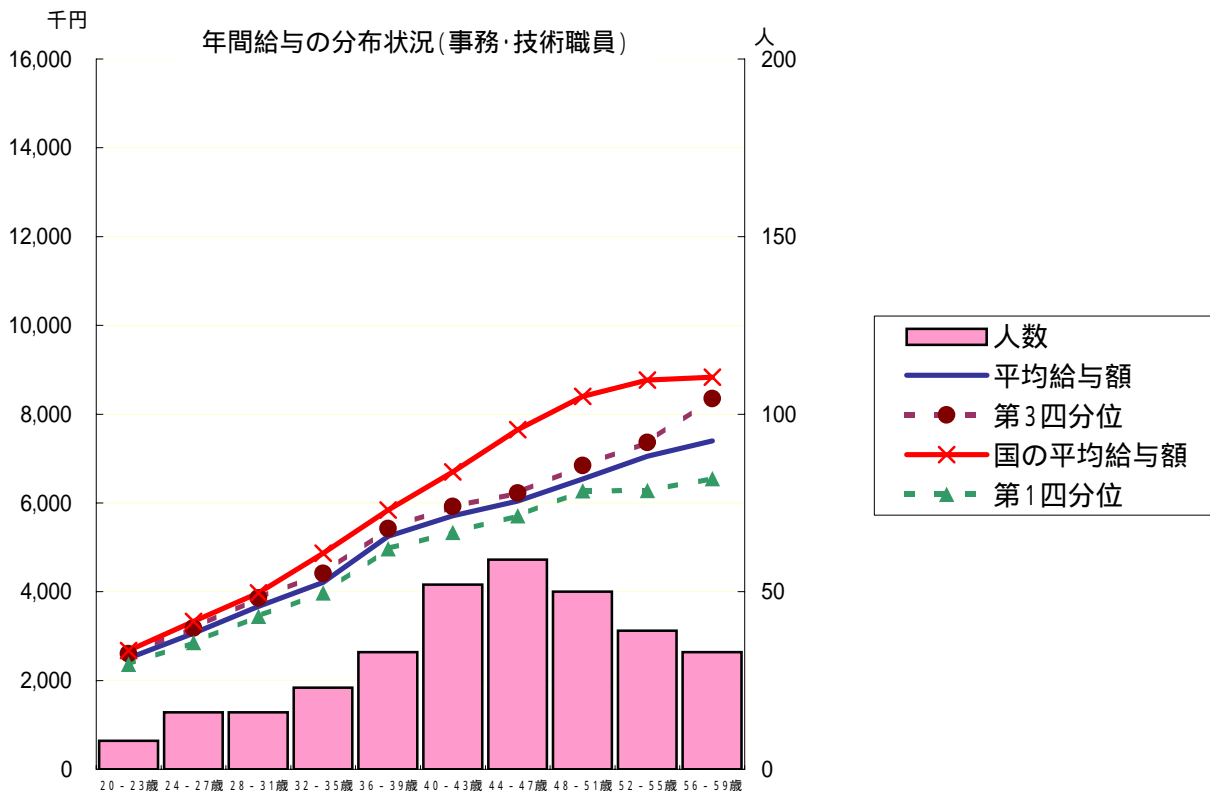
職員給与について

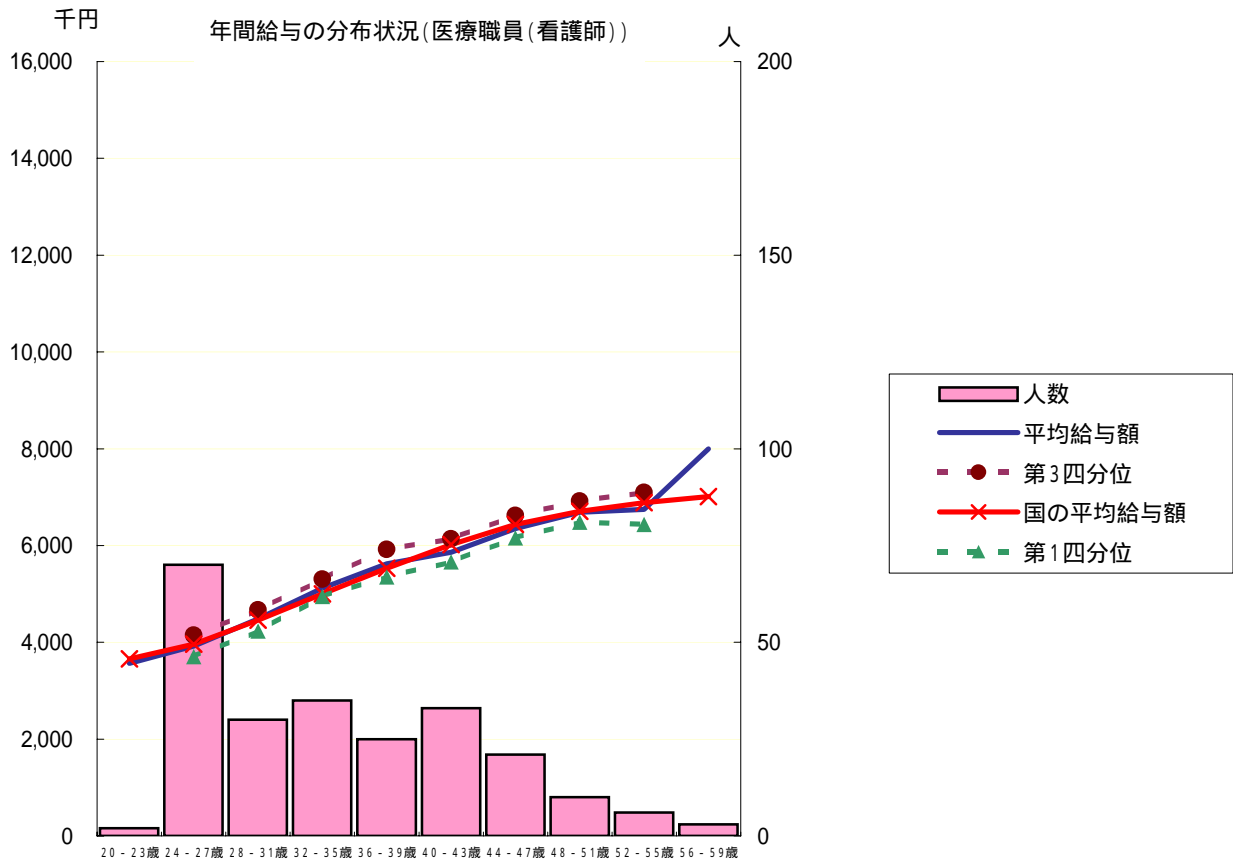
職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成16年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1,317	44.0	7,048	5,129	66	1,929
事務・技術	329	44.2	5,838	4,258	72	1,580
教育職種 (大学教員等)	587	47.5	8,674	6,237	74	2,437
医療職種 (医師)	該当者なし					
医療職種 (看護師)	235	35.0	5,115	3,819	34	1,296
技能・労務職種	34	46.2	5,125	3,780	77	1,345
教育職種 (附属高校教員等)	22	43.5	7,581	5,574	54	2,007
教育職種 (附属義務教育学校教員等)	42	40.5	6,709	4,964	91	1,745
教育職種 (外国人教師等)	2	49.0	9,340	6,570	0	2,770
医療職種 (医療技術職員)	63	43.7	6,049	4,405	66	1,644
指定職種	3	60.8	15,223	10,888	16	4,335
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員等)						
医療職種 (医師)						
医療職種 (看護師)						
再任用職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員等)						
医療職種 (医師)						
医療職種 (看護師)						
非常勤職員	56	34.9	2,916	2,647	42	269
事務・技術	13	49.9	3,513	2,611	67	902
教育職種 (大学教員等)	該当者なし					
医療職種 (医師)	39	30.7	2,675	2,675	36	0
医療職種 (看護師)	1	32.5	3,801	2,812	24	989
医療職種 (医療技術職員)	3	25.2	3,167	2,383	8	784

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
 注2:「教育職種(附属高校教員等)」には、附属養護学校教員を含む。
 注3:「教育職種(附属義務教育学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。
 注4:「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員等)/医療職員(看護師))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)





(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
部長	3	56.8	-	10,617	-
課長	18	53.8	8,053	8,339	8,545
課長補佐	29	53.4	6,898	7,071	7,324
係長	153	47.3	5,836	6,141	6,519
主任	77	41.9	4,967	5,264	5,597
係員	49	28.4	2,903	3,370	3,844

注:本法人には「本部課長」及び「地方課長」と区分がないため、原則として「本部課長」を掲げるところ、「課長」を記載した。なお、「課長」には、課長相当職である「事務長」を含む。

(教育職員(大学教員等))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
教授	228	55.8	9,797	10,409	11,013
助教授	183	44.4	7,695	8,167	8,668
講師	48	43.5	6,849	7,584	8,098
助手	121	38.6	6,042	6,435	6,956
教務職員	7	39.8	4,383	5,350	6,145

(医療職員(看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1	56.5	-	9,281	-
副看護部長	3	48.2	-	6,862	-
看護師長	18	45.0	6,109	6,454	6,822
副看護師長	39	41.6	5,480	5,991	6,480
看護師	174	32.1	3,973	4,679	5,313

職級別在職状況等(平成16年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員等) / 医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	一般職員	主任 一般職員	係長 主任	係長
人員 (割合)	329 人 %	10 人 3.00%	18 人 5.50%	34 人 10.30%	142 人 43.20%	61 人 18.50%
年齢(最高 ~最低)		24 ~ 20 歳	29 ~ 24 歳	48 ~ 28 歳	56 ~ 34 歳	59 ~ 42 歳
所定内給 与年額(最高-最低)		2,207 ~ 1,720 千円	3,378 ~ 2,048 千円	3,912 ~ 2,513 千円	5,231 ~ 3,215 千円	5,231 ~ 4,252 千円
年間給与 額(最高-最低)		2,926 ~ 2,350 千円	4,234 ~ 2,799 千円	5,340 ~ 3,450 千円	6,787 ~ 4,402 千円	7,046 ~ 5,921 千円

区分	6級	7級	8級	9級	10級	11級
標準的な職位	課長補佐 係長	課長 課長補佐	課長	部長	局長 部長	局長
人員 (割合)	41 人 12.50%	12 人 3.60%	8 人 2.40%	3 人 0.90%	該当者なし	該当者なし
年齢(最高 ~最低)	59 ~ 42 歳	58 ~ 39 歳	59 ~ 53 歳	57 ~ 55 歳	~ 歳	~ 歳
所定内給 与年額(最高-最低)	5,499 ~ 4,394 千円	6,271 ~ 5,030 千円	7,615 ~ 6,081 千円	8,467 ~ 7,114 千円	~ 千円	~ 千円
年間給与 額(最高-最低)	7,643 ~ 6,118 千円	8,475 ~ 7,074 千円	10,195 ~ 8,348 千円	11,669 ~ 10,005 千円	~ 千円	~ 千円

(教育職員(大学教員等))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授
人員 (割合)	587人	7人 1.20%	121人 20.60%	50人 8.50%	181人 30.80%	228人 38.80%
年齢(最高～最低)		51～30歳	64～29歳	63～31歳	64～33歳	64～41歳
所定内給与年額(最高～最低)		4,554～3,187千円	5,769～3,002千円	6,615～4,131千円	7,687～4,474千円	9,217～5,343千円
年間給与額(最高～最低)		6,286～4,373千円	7,668～4,084千円	8,809～5,668千円	10,310～6,147千円	12,798～7,700千円

(医療職員(看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	235人	該当者なし	174人 74.00%	39人 16.60%	18人 7.70%	3人 1.30%	1人 0.40%	該当者なし
年齢(最高～最低)		～	54～23歳	52～32歳	59～37歳	53～42歳	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	4,905～2,452千円	5,140～3,533千円	5,508～4,154千円	5,030～4,591千円	～	～
年間給与額(最高～最低)		～	6,537～3,363千円	7,044～4,807千円	7,601～5,792千円	7,100～6,421千円	～	～

注: 6級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成16年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員等) / 医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 67.7	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 32.3	% 33.8
	最高～最低	% 46.7～31.8	% 42.3～28.9	% 42.9～30.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.5	% 69.5	% 68.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.5	% 30.5	% 31.9
	最高～最低	% 36.4～23.1	% 33.3～22.9	% 34.8～27.2

(教育職員(大学教員等))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.7	69.8	67.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.3	30.2	32.1
	最高～最低	42.4～31.8	33.0～13.2	37.4～18.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.3	69.6	68.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.7	30.4	31.9
	最高～最低	36.4～22.1	33.6～12.8	34.8～18.3

(医療職員(看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.6	66.7	65.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.4	33.3	34.8
	最高～最低	36.4～36.4	33.3～33.3	34.8～34.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.9	68.8	67.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.1	31.2	32.6
	最高～最低	36.4～28.6	33.3～27.7	33.3～29.3

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員等) / 医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

82.6

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

96.1

注:「対他の国立大学法人等」は、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

(教育職員(大学教員等))

対国家公務員(旧教育職(一))

96.2

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員等))

94.8

注:「対他の国立大学法人等」は、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

(医療職員(看護師))

対国家公務員(医療職(三))

99.9

対他の国立大学法人等(医療職員(看護師))

102.6

注:「対他の国立大学法人等」は、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

総人件費について

区 分	当年度 (平成16年度) 千円	前年度 (平成15年度) 千円	比較増 減 千円 (%)	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減 千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	12,265,579	12,975,914	710,335 (5.47)	- (-)
人件費 ((A) + 退職手当繰入 + 法定福利厚生費)	13,658,974	12,992,368	666,606 (5.13)	- (-)
最広義人件費	15,205,571	14,012,303	1,193,268 (8.52)	- (-)

注:「前年度(平成15年度)」の数値には法人化により必要となった雇用保険の事業主負担分及び労働災害補償保険分は含まれていない。

報酬・給与の考え方、改定について

1 平成16年度における役員報酬・職員給与の改定の概要

区 分	改定の 有無	改定率 (平均)	本俸の主な改定内容	手当の主な改定内容
法人の長	無			
役員(常勤)	無			
役員(非常勤)	無			
職 員	無			

2 役員報酬

平成16年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当大学が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じて、学長がこれを増額し、又は減額することができる。としている。

役員報酬水準の改定内容

法人の長	{	無	}
理事	{	無	}
理事(非常勤)	{	無	}
監事	{	無	}
監事(非常勤)	{	無	}

3 職員給与

人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、当大学内にて決定された当初予算の範囲内で運用。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度並びに毎年的人事院勧告に準拠し、対応する職種毎に給与水準を決定。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

当大学が独自に定めた個人評価の結果を基礎資料とし、職員の成績等に応じて、現に受けている給与の昇給・昇格・降格及び賞与時期(6月、12月)における支給割合の増減を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。(国家公務員の給与制度に準拠)
昇給	原則、1年間良好な成績で勤務した者には、1号俸上位の号俸に昇給させることが出来る。(国家公務員の給与制度に準拠)
昇格・降格	昇格 : 特に勤務成績が優秀で、かつ大学が定める必要経年数を有している者は上位の職務の級に決定することが出来る。 (国家公務員の給与制度に準拠) 降格 : 勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することが出来る。 (国家公務員の給与制度に準拠)
特別昇給	特に良好な成績で勤務した者には、1号俸又は2号俸上位の号俸に昇給させることが出来る。(国家公務員の給与制度に準拠)

ウ 平成16年度における給与制度の主な改正点

特になし

法人が必要と認める事項

特になし